

拡大型指名競争入札の公表

平成 28 年 1 月 6 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事
工事場所	自) 北海道深川市音江町字向陽 至) 北海道深川市深川町字芽生 自) 北海道空知郡奈井江町字奈井江 至) 北海道上川郡和寒町字三笠
工事種別	道路補修工事
工事概要	本工事は、深川・留萌自動車道深川 JCT ~ 深川西 IC 間及び道央自動車道奈井江砂川 IC ~ 比布 JCT 間の橋梁等の損傷箇所の補修、コンクリートはく落対策及び断面修復を行うものである。 ・コンクリート構造物補修工 断面修復工 約 20m ³ ・コンクリート片はく落防止対策工 約 600m ²
工期	契約保証取得の日の翌日から 630 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 3 項 - ア) に該当するため、拡大型指名競争とする。
指名通知の日	平成 28 年 1 月 6 日
指名業者数	42 者
指名基準	(1) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条の規定に該当する者でないこと。 (2) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 東日本」という)における「平成 27・28 年度工事競争参加資格審査」において、「道路補修工事」の認定を受けていること。 (3) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領に基づき、「地域 1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと。 (4) 指名通知の日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。 (5) 平成 25・26 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに(2 年連続して) 65 点未満となる者でないこと。 (6) 指名通知の日において、北海道内に本社、本店、支店等の営業拠点を有する者であること。 (7) 平成 17 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 同種工事：下記を必要とする a) 橋梁(上部工又は下部工)又はカルバートにおいてコンクリートのはく落を防止する対策を実施した工事

	<p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制、通行止規制、片側交互通行規制）を実施した工事 なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、非指名者において記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <p>イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、成績評定点が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、成績評定点が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>
--	--

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項

非指名者の競争参加	<p>非指名者のうち下記 又は のいずれか及び に該当する者は本競争入札に参加することができる。</p> <p>NEXCO 東日本の「平成 27・28 年度工事競争参加資格審査」の有資格者のうち記 2. 「指名基準」(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)をすべて満たす者。</p> <p>NEXCO 東日本の「平成 27・28 年度工事競争参加資格審査」の無資格者のうち記 2. 「指名基準」(1)、(4)、(5)及び(7)をすべて満たす者。</p> <p>審査基準日（競争参加資格確認申請書の提出期限の日）から落札者の決定の日までの間に NEXCO 東日本から「地域 1」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p>
契約図書の交付方法等	<p>交付期間：平成 28 年 1 月 6 日（水）から平成 28 年 2 月 4 日（木）まで</p> <p>交付方法：NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。</p> <p>標準契約書（案）（【土木工事契約書】を使用すること）、入札者に対する指示書（【郵送入札】 工事（土木・施設）を使用すること）、共通仕様書（特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること）、金抜設計書、特記仕様書及び図面等は NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>（標準契約書（案）、入札者に対する指示書、共通仕様書） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>（拡大型指名競争入札の公表（本書）、金抜設計書、特記仕様書、図面等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出（記 3. 「非指名者の競争参加」、の者とともに必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成方法：競争参加資格確認申請書様式に記載のとおり 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。 提出期限：平成 28 年 2 月 4 日（木）午後 4 時 00 分 提出場所：本工事の「契約担当部署」 NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 （TEL）011-896-5777

<p>入札に参加しようとする者との資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>(1) 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この(1)資本関係の記載中において同じ）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この(1)資本関係の記載中において同じ）と子会社の関係にある場合 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この(2)人的関係の記載中において同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう)を現に兼ねている場合</p> <p>【役員の定義】</p> <p>イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役） ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く） ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役</p> <p>【管財人の定義】</p> <p>イ) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
<p>競争参加資格の取り消し</p>	<p>指名者及び非指名者のうち本競争入札に参加しようとする者において、落札者の決定の日までの間にNEXCO 東日本から「地域1」において競争参加資格停止を受けた場合は、指名者は指名を取り消し、非指名者は参加資格を取り消すものとする。</p>

5. 入札前価格交渉に関する事項

<p>入札前価格交渉方式の概要</p>	<p>(1) 本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求めその見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。</p> <p>入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認</p>
---------------------	---

めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

(2) 当初見積書の提出

入札者は、次に示すとおり「当初見積書」の提出を行わなければならない。

- ・提出期限：平成 28 年 2 月 4 日（木）午後 4 時 00 分まで
- ・提出場所：記 3.「競争参加に必要な手続」(1)記載の「契約担当部署」
- ・提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限内に必着のこと）
- ・提出書類：見積書（様式 3-1、3-2）正 1 部、副 1 部、CD-R(PDF ファイル)1 枚

(3) 見積書の内容に関する交渉

当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかる交渉（ヒアリング）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。

入札前価格交渉は、平成 28 年 2 月 18 日（木）から平成 28 年 3 月 4 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、当初見積書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。

入札者の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式 3-1、3-2）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、最大 3 名までの参加を可能とする。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。

交渉の回数は、すべての入札者と 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回程度とする。

交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

(4) 最終見積書の提出

入札者は、上記(3)において合意された事項を反映させた「最終見積書」（様式 3-1、3-2）を提出しなければならない。なお、最終見積書は、当初見積書から変更が生じない場合も提出しなければならない。

最終見積書の提出方法は、上記(2)に基づくものとし、提出期限は以下に示すとおりとする。

最終見積書提出期限 平成 28 年 3 月 11 日（金）午後 4 時 00 分

(5) その他

上記(2)及び(4)に示す提出期限までに当初見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、本件における以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの額を 1 項目でも超える場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。

当初見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、

	<p>単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p>
--	--

6.入札・開札に関する事項

<p>入札・開札執行</p>	<p>(1) 入札書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限：平成 28 年 3 月 22 日（火）午後 4 時 00 分 ・提出場所：記 3.「競争参加に必要な手続」(1) 記載の「契約担当部署」 ・提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限内に必着のこと） ・書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。 <p>入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと。</p> <p>単価表（書面及びCD-R）：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと（表紙は様式 4 のとおり）。</p> <p>総合評定値通知書(経審)の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。</p> <p>暴力団排除に関する誓約書（入札者に対する指示書様式 4-1・4-2） ただし、指名者のうち、未提出者に限る。</p> <p>【 の提出期限】指名者：入札書提出期限 非指名者：競争参加資格確認申請書提出期限</p> <p>(2) 開札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開札日時：平成 28 年 3 月 25 日（金）午前 10 時 00 分 ・開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 会議室 <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立会いのない入札者がした入札についても有効として取扱う。 ただし、再度入札へ移行する場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。</p> <p>(5) 単価表の提出について</p> <p>第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者は、その入札を無効とする。単価表は、当社が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面および電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。</p> <p>(6) 低入札価格調査</p> <p>(イ) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格である入札者の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>(ロ) 低入札価格調査等については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。</p>
----------------	---

注) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から 7 日（休

きないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。

(10) 火災保険等の付保

共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。

(11) スライド条項の適用

請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。

(12) 競争参加資格に関する留意事項

本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

(13) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

本工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事实施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

仕入先コード 1

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 2

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

平成 28 年 1 月 6 日付けで拡大型指名競争入札の公表のありました深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の拡大型指名競争入札の公表において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条第 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下「受注者等」という）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 暴力団排除に関する誓約書（指示書様式 4-1）
3. 暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧（指示書様式 4-2）

以上

1:「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

2:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であれば構いません。

施工実績

会社等名：

項目	同種工事	<p>a) 橋梁（上部工又は下部工）又はカルバートにおいてコンクリートのはく落を防止する対策を実施した工事</p> <p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制、通行止規制、片側交互通行規制）を実施した工事</p> <p>なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p>																	
	工事名称等	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>コリンズ登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> <tr><td>発注者名</td><td></td></tr> <tr><td>工事成績</td><td>00点</td></tr> <tr><td>受注形態等（1）</td><td>単体 / 共同企業体</td></tr> <tr><td>共同企業体の場合</td><td>協定方式（1）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（ 建設 00%）</td></tr> </table>	工事名		コリンズ登録番号		工事場所		契約金額		工期		発注者名		工事成績	00点	受注形態等（1）	単体 / 共同企業体	共同企業体の場合
工事名																			
コリンズ登録番号																			
工事場所																			
契約金額																			
工期																			
発注者名																			
工事成績	00点																		
受注形態等（1）	単体 / 共同企業体																		
共同企業体の場合	協定方式（1）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（ 建設 00%）																		
工事諸元等	工法・規模・寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・はく落対策（連続繊維シート） 施工面積 上部工 m² 下部工 m² カルバート m² ・車線規制 路線名 規制車線数 																	

補足事項

（1）該当するものを で囲む。

記載上の注意事項

代表的な施工実績を1件記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告（説明書）に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。

記載した工事の「契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分）」及びコリンズに登録されている場合は「工事カルテ（完了時）の写し」を添付すること。

契約書類の写し及びコリンズへの登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、その確認に必要な書類を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

同種工事の施工実績が複数の工事となる場合は、本様式「様式2（施工実績）」を工事ごとに1枚作成すること。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」としてください】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

平成 28 年 1 月 6 日付けで拡大型指名競争入札の公表のありました深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書

2. 添付書類

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	11-(4)	検査路 B	kg	492		

内 訳

(492kg 当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	足場工費 A		式	1			
合計							
1kg 当りの金額							

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積

機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積

- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
2	17-(1)	伸縮装置取替 A(S)	kg	32,270		

内 訳

(32,270kg 当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	通行止規制 費 A			式	1			
	ランプ閉鎖 規制費 A			式	1			
合計								
1kg 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
3	17-(1)	伸縮装置取替 E (S = 50mm)(S)	m	11		

内 訳

(11m当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	通行止規制 費 A			式	1			
	ランプ閉鎖 規制費 A			式	1			
合計								
1m当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
4	17-(14)	排水装置取替 排水管D	箇所	3		

内 訳

(3箇所当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								
1箇所当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1)又は 2)によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
5	特-(1)	事前調査工 A	箇所	20		

内 訳

(20箇所当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費							
合計							
1箇所当りの金額							

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
6	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 はつり工 A	m ³	2.43		

内 訳

(2.43m³当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費 A			式	1			
	板張防護工 費 A			式	1			
	シート張防 護工費 A			式	1			
	交通規制費 A			式	1			
合計								
1m ³ 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
7	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 はつり工 B	m ³	6.90		

内 訳

(6.90m³当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費 A			式	1			
	板張防護工 費 A			式	1			
	シート張防 護工費 A			式	1			
合計								
1m ³ 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
8	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 はつり工 C(S)	m ³	9.07		

内 訳

(9.07m³当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費 A			式	1			
	板張防護工 費 A			式	1			
	シート張防 護工費 A			式	1			
	通行止規制 費 A			式	1			
	ランプ閉鎖 規制費 A			式	1			
合計								
1m ³ 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
9	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 断面修復工 A	m ³	9.32		

内 訳

(9.32m³当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費 A			式	1			
	板張防護工 費 A			式	1			
	シート張防 護工費 A			式	1			
	交通規制費 A			式	1			
合計								
1m ³ 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
10	特-(2)	コンクリート構造物 補修工 断面修復工 B(S)	m ³	9.07		

内 訳

(9.07m³当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費 A			式	1			
	板張防護工 費 A			式	1			
	シート張防 護工費 A			式	1			
	通行止規制 費 A			式	1			
	ランプ閉鎖 規制費 A			式	1			
合計								
1m ³ 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
11	特 - (3)	コンクリート片はく落 防止対策工 はく落防止対策工 A	m ²	627		

内 訳

(627m²当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通保安要 員費 A			式	1			
	足場工費 B			式	1			
	板張防護工 費 B			式	1			
	シート張防 護工費 B			式	1			
合計								
1m ² 当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
12	特 - (4)	はく落防止対策記録表 A	箇所	2		

内 訳

(2箇所当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								
1箇所当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
13	特 - (5)	伸縮装置補修 止水材取替 A	m	47		

内 訳

(47m当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制 費 A			式	1			
合計								
1m当りの金額								

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
14	特 - (5)	伸縮装置補修 沓座補修 A	箇所	2		

内 訳

(2箇所当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費							
合計							
1箇所当りの金額							

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
15	特 - (5)	伸縮装置補修 止水シール工 A	m	10		

内 訳

(10m当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	交通規制 費 A		式	1			
合計							
1m当りの金額							

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
16	特 - (6)	検査路撤去工 A	kg	492		

内 訳

(492kg 当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費							
合計							
1kg 当りの金額							

記載上の注意事項

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
 例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) 又は 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

工事名) 深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事

提出書類

・単価表

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

《単価表の提出に係る留意事項》

本工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表の提出を求める。

単価表は、当社が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面および電子記録媒体(CD-R)に保存したものを提出すること。

提出された単価表を確認し、入札者に対する指示書[13]に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された単価表のヒアリングを求めることがある(入札者に対する指示書[13]を参照のこと)。

様式 5

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事

入札者に対する指示書[13]又は[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

様式 6

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事に係る技術資料
についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求め
ます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公表日

3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)
であれば構いません。

様式 7

落札者の決定結果に対する説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日に通知された、深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事の落札者の決定結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公表日

3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 深川・留萌自動車道 深川大橋補修工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

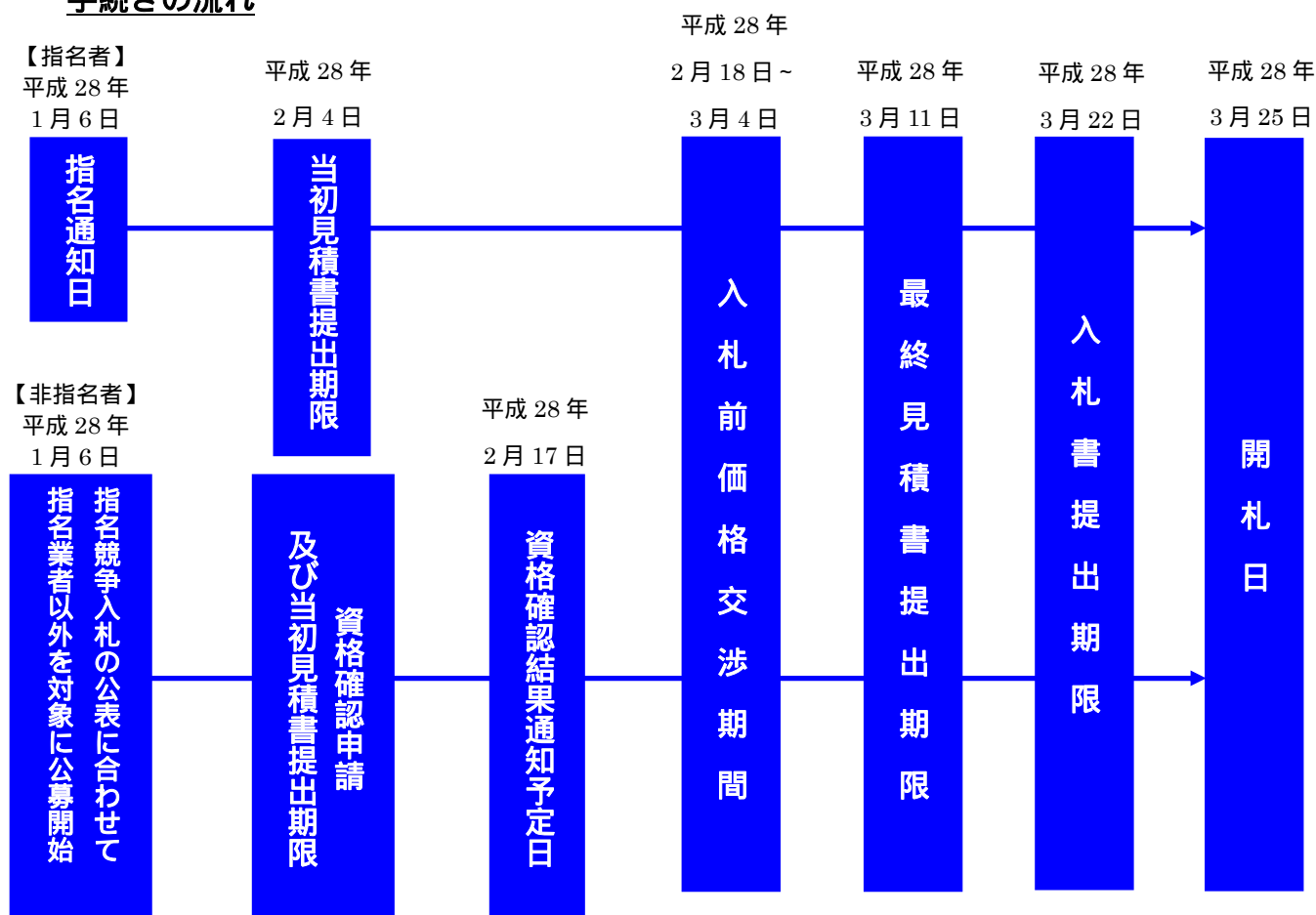
1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

拡大型指名競争入札方式について

概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

手続きの流れ



なお、平成 27・28 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。